

工事に給水装置を設ける給水装置工事について (給水栓を1栓設ける工事)

1 総則（給水栓の種類）

給水装置新設工事のうち、建築物の給水装置計画が決定していない（建築確認が許可申請中等）状態で、工事用として給水装置を設ける場合は、給水栓用途を「臨時用」とする。（小田原市水道給水条例第20条）

2 適用

工事用の給水装置は、後続して行われる建築工事等のための工事用として位置付けられるものであり、建物の給水装置工事を速やかに申し込むとともに建物の給水装置工事の施行承認（納金）までの間は、臨時用の料金適用とする。

3 誓約等

工事に給水装置を設けるときは、「誓約書（工事に給水装置を設ける給水装置工事について）」を給水装置工事申込時に管理者に提出しなければならない。

4 給水栓の種類の変更

給水装置工事の増設工事施行承認時に「給水装置種別・用途変更届」を提出し用途の変更を行う。

適用年月日は、平成24年4月1日

【参考】

臨時用の料金

基本料金 20m³まで8,800円 20m³を超える分は1m³につき365円

平成 年 月 日

誓 約 書

小田原市水道事業管理者 小田原市長 様

この度、小田原市_____地内において工事用給水装置工事（給水栓を1栓設ける工事）を申込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事着手前に小田原市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

なお、給水装置工事の施行承認を受けずに工事を実施した場合には、後続の給水装置工事を手続きし承認されるまでの間、工事用（臨時用）料金適用とし、工事申込み、給水装置の是正工事等、水道局の指示に従います。水道局の指示に従わない場合には、小田原市水道給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約のすべてを継承します。

工事場所 小田原市_____

給水装置事業社名 _____

工事申込者 住 所

氏 名

印